

意見書

第202000103136号

令和2年7月22日

鳥取県男女共同参画推進員

一 盛 真

北 野 彬 子

高 力 英 明

谷 本 恵 美

令和2年1月23日付で鳥取県民から提出された申出について、鳥取県男女共同参画推進条例第30条第1項の規定により下記のとおり意見公表します。

記

- 1 申出の内容 (申出書のとおり：省略)
- 2 他の機関等への相談等の状況 他の機関等への相談はしていない。
- 3 意見の内容

本申出に係る歌は音楽教育の教材ではなく学校給食の際に流されたものであり、その採否の判断は教育現場の自主性に委ねられるべきである。また、その判断にあたっては、当該歌が「スタミナ納豆」を盛り上げようと善意の市民によって作成されたものであり、全体としては、好き嫌いをしないこと、多様性が大事であることといったメッセージを子どもたちに発信することにあると考えられることなどの事情が総合的に考慮されるべきである。

しかしながら、男女共同参画の観点から問題無しとはいえない歌詞を含む歌について、教育現場から本申出と同種の指摘がなかったことを県は重く受け止め、以下のような施策をとるべきと考える。

- (1) 教育現場において児童生徒に性別による固定観念に基づくイメージを植え付けてしまうことを避けるために、教職員に対する研修を徹底すること。
- (2) 県民を啓発するため、県及び市町村の職員を含む県民に対し、男女共同参画の視点に立った研修プログラムを提供するなどの活動をこれまで以上に推進すること。
- (3) 今後県が作成する研修プログラムの題材として、今回の事例を活用すること。

なお、意見公表の理由は別紙「報告書」のとおり。



申 出 書

2020年1月23日

鳥取県男女共同参画推進員 様

申出者
氏名
住所
電話

次のとおり申出をしますので、審査をお願いします。

1 申出の主旨・理由

倉吉市教育委員会公認の「スタミナ納豆」の歌について

1月22日（水）夕方のニュースで、倉吉市内の小中学校で、スタミナ納豆のダンスと歌の披露があったというニュースが流されました。

その歌の歌詞に「女子力が上がる」というフレーズがあります。この歌は、スタミナ納豆が給食で提供される日に、市内全ての小中学校で繰り返し流されるということですが、教育委員会のお墨付きで繰り返し流されることは、子どもたちこれでいいという認識が刷り込まれていくことだと思います。

- ・女子力という言葉に女性の固定観念的なイメージや立場が反映され、固定的なイメージを更に助長させるものではないか。特に子どもたちに対して、このような情報を与えるのはどうか。
- ・行政が安易にこのような言葉を使い、周囲も気づかないということは行政職員に男女共同参画の理解が浸透していないのではないか。
- ・男女共同参画推進条例には「市町村の男女共同参画推進にも協力しながら」となっています。さらに、条例には、(市町村等に対する支援) 第17条 県は、市町村の男女共同参画推進施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとあり、今回の件で、県が市への指導（歌詞の変更等）も含め、市町村職員への意識啓発を促したり、研修の場を設けることも市町村への協力であり、「その他の必要な措置」ではないかと思います。
- ・また、こういうことが起きるのは最近、行政職員への男女共同参画研修がなされていないからではないでしょうか。現在、職員への男女共同参画の理解を進めるような研修はなされていますでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。